

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 施行規則の一部を改正する省令案要 綱



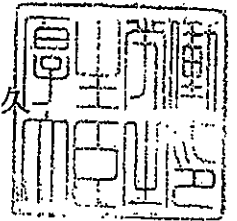
厚生労働省発職雇0331第2号

平成28年3月31日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十九条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとすること。

（一） 指定しようとする業種及び職種に係る有料の職業紹介事業又は労働者派遣事業等を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者の利益を不当に害することがないと認められること。

（二） 当該指定に係る市町村の区域の労働者の雇用の機会又は労働条件に著しい影響を与えることがないと認められること。

第二 この省令は、公布の日から施行すること。